

(二五九二)

吾 文禄元年三月 群馬郡下柴村の年貢俵定め (C)

下柴村辰之年貢俵定之事

合五百拾八石七斗八升六合者高辻也

此物成合五百俵者糶子、但京升七斗入也

右之分ニ相定申付候上ハ、少も未進不仕候様ニ、急度十月中ニ

皆済可仕候、若大風世上(目損)「なミハもれましく候、ひそん・水そん

などの事ハ」、下柴ニハ有之間敷候、末々当荒・欠落・しに(死)「な

とのもの候共、か様ニ定候上ハ、是非之儀ハ」有間敷候間、残尅

人ニ而も、定之分ハ急度弁「済可仕者也、又世中十分ニ候て、りん(隣)

郷とり(取上)」あかり候共、下柴之儀ハ可為右之分ニ候、仍如レ件

文禄元年壬

辰之三月廿日

松井 武太夫印

同 善兵衛印

奥山藤 □□□□印(破損)

下柴

肝煎・百性中

〔奥書〕 初 金兵衛 (花押)

神 惣太夫